

悪質な貸金業者 や ヤミ金融 でお困りの方

# 悩まずに相談を!

悪質な貸金業者やヤミ金融のことで困っているのに、誰に相談していいかわからない。



・・・あなたの周りにはたくさんの **相談窓口** があります!

ヤミ金融や多重債務などの相談を受け付け、相談内容により、さらに専門の相談窓口の案内も行ないます。隔月にヤミ金融特別相談会を各地区毎に開催しています。

## 鳥取県 生活環境部 消費生活センター

東部消費生活相談室 **0857-26-7605・7604**

中部消費生活相談室 **0858-22-3000**

西部消費生活相談室 **0859-34-2648・2668**

(相談時間 月～金 8:30～17:00)

\* お住まいの市町村の消費生活担当へも相談できます

正規の貸金業者は登録が義務付けられています。登録の有無の確認や登録業者の違法な取立行為などの相談を受け付けています。

財務局長登録業者に関する苦情・相談

## 中国財務局 鳥取財務事務所 理財課

**0857-26-2295** (相談時間 月～金 8:30～17:15)

鳥取県知事登録業者に関する苦情・相談

## 鳥取県 商工労働部 経済・雇用政策総室 経営支援チーム 金融担当 **0857-26-7249**

(相談時間 月～金 8:30～17:30)

当協会では、多重債務者防止等の趣旨に基づき、これ以上借入れを増やさないために貸付自粛依頼に係わる「協会依頼」情報の登録手続き、貸金業の業務に対する苦情の受付等を行なっています。

(貸します詐欺、振り込め詐欺、ヤミ金融等のご相談も行なっています。)

## 日本貸金業協会鳥取県支部

**0570-051-051** (相談時間 月～金 9:00～17:00)

ヤミ金融・悪質な貸金業者等の取締りに関する相談。

## 鳥取県警察本部 総合相談室

**0857-27-9110**

**#9110** (プッシュ回線専用)

ヤミ金融や多重債務などの相談を広く受けています。お困りの方は専門家に相談することが第一です。悩まないで弁護士の相談を受けてください。ヤミ金融は違法です。弁護士費用を援助する法律扶助の制度もあります。ぜひ弁護士に相談してください。

## 鳥取県弁護士会

**0857-22-3912** (受付時間 月～金 9:00～17:00)

サラ金やヤミ金融でお困りの方は、是非法律の専門家にご相談を。費用が準備できない人には、公的な費用支援制度があります。

利息制限法の上限金利をご存知ですか?もしかしたらあなたは返済しすぎかもしれません。是非ご相談下さい。

## 鳥取県司法書士会

**0857-27-4168** (相談時間 月～金 13:00～16:00)

(裁判所の手続きの受付相談)

裁判所の手続きを利用しようと思われたときはお問い合わせ下さい。

## 鳥取地方・簡易裁判所 民事受付センター

**0857-22-2171** (相談時間 月～金 8:30～17:15)

法的トラブル等の解決のため、法制度の情報提供等や適切な相談窓口の紹介を行います。

## 法テラス **0570-078374**

(相談時間 平日 9:00～21:00  
土 9:00～17:00)

\* 予約専用 (面談による情報提供・民事法律扶助による相談)

## 法テラス鳥取 **050-3383-5495**

(受付時間 平日のみ 9:00～17:00)

## まずは連絡を。

相談先がわからない場合でも、相談先をご案内いたします。

